

京王バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和5年1月10日（火） 11：25～11：55

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 宮田、本間、佐藤、廣井、山本

4. 議事概要

- 自動車局から、京王バス株式会社（以下「京王バス」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、説明した。

- 運輸審議会委員からは、
 - ① その他運送費のその他経費の標準単価が他事業者より高い理由は何か。
 - ② 京浜ブロックから運賃改定を行う理由は何か。また、今後武相ブロックも運賃改定を行う予定か。
 - ③ 査定の車両価格が他事業者より安い理由は何か。
 - ④ 整備業務の内製化の動きはバス業界全体の流れか。等について、意見・質問があった。

- これに対し、自動車局からは、
 - ① 京王電鉄バスが本社機能や整備を担っており、その他運送費の中に、本来であれば整備費や業務委託費（一般管理費）として計上されるものが含まれている。
 - ② 京浜ブロックの運賃が他事業者より10円安いという状況を、まずは改善したいという強い意向があった。ただ、当然どちらのブロックもコロナの影響を受けているため、武相ブロックでも申請準備を進めている。
 - ③ 確認する。
 - ④ 一般的な流れではない。すべて外注することが多い。京王バスも、実際には本社（京王電鉄バス）に委託し、グループ内で完結するようにしている。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。